

病院情報システム等の刷新に向けた協議会の開催について  
(分科会 C：業務効率化群連携検討のための追加募集)

令和 8 年 9 月 24 日  
デジタル庁  
厚生労働省

1. 目的

デジタル庁・厚生労働省においては、2030 年末までに必要な患者の医療情報の共有が可能な電子カルテの普及率約 100%の達成に向けて、オンプレミス型のシステムを刷新し、電子カルテ、レセコン、部門システムを一体的に、モダン技術を活用したクラウド型システムへの移行を推進しています。

昨年度は、中小病院を念頭に電子カルテ等の標準仕様の取りまとめを行い、今年度よりその標準仕様に準拠した民間事業者の認定審査を厚生労働省にて開始する予定です。

これらの中小病院向けの取組と並行し、今年度は、大病院向け電子カルテのクラウドネイティブ化に必要なシステム要件の整理を行うこととし、「病院情報システム等の刷新に向けた協議会」（以下「協議会」という。）においてこの取組に意欲的な事業者を募り、電子カルテの主要機能に関する検討を行う「分科会 A」を立ち上げて、協議を開始しています。

本要綱では、昨年度と同様に、生成 AI 等の先進技術を活用し、医療機関の業務効率化に資する新たなサービス群の連携を目的とした「分科会 C」を設置することとし、それに必要な要件を追加記載しています。

なお、昨年度の分科会 C においては、主に中小病院（100～200 床程度）を対象とし、問診や音声入力など電子カルテとの連携実績及び業務効率化効果が高いと考えられる業務領域に絞って検討を行い、コアとなる標準連携 API（8 本）の仕様案（暫定版）を取りまとめました。

今年度は、昨年度の成果をベースとしつつ、対象とする医療機関や業務領域を拡大し、主に以下の 3 つのコンセプトに基づき検討を行います。

- ① 「対象医療機関の拡大」：昨年度に検討した中小病院から対象を拡大し、診療所から大病院まで幅広く対応可能な標準連携 API の検討を行う
- ② 「対象業務領域の拡大」：連携ニーズが高いと考えられる経営管理や PHR 関連サービスなど、業務効率化や患者とのやりとりの効率化に資する他の業務領域にも対象を拡大し、標準連携 API の追加について検討を行う
- ③ 「既存の標準連携 API の精査等」：昨年度に検討した標準連携 API の仕様案（暫定版）の検証及びその結果を踏まえた更新を行うとともに、来年度以降の改定ルールや

標準要件への取り込み判断基準等の運用方針について検討を行う

また、分科会 C の募集対象については、特定のサービス領域に限定せず、電子カルテとの情報連携によって医療機関の業務効率化や患者とのやりとりの効率化に資するサービス全般を幅広く募集します。その際、標準連携 API の仕様案（暫定版）の精査等にご協力いただける事業者や、標準連携 API を活用して今後自社サービス等の実証を行いたい事業者を優先的に選定します。

## 2. 構成員

本協議会の構成員は、次のとおりとします。ただし、事務局は、分科会を設置し、その構成員とすることができるとともに、必要があると認めるときは、その他の関係者に出席を求めることができるものとします。

- ・ 構成員            電子カルテシステム等を提供する事業者（分科会 A 関連）  
                      業務効率化等サービス提供事業者（分科会 C 関連）
- ・ 制度所管省      デジタル庁、厚生労働省
- ・ 事務局            デジタル庁健康・医療・介護班

## 3. 開催概要

協議会は、2.構成員に示すものにより構成の上、定期的な会議を開催します。なお、事務局が本取組に際し必要があると認めるときは、上記に掲げる者以外の関係者の出席を求め、関連情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるものとし、また、個別会議の開催も適宜行うこととします。

## 4. 応募条件

本協議会への参加を希望する事業者は、以下の要件を満たすこととします。

（分科会 C 関連）

- 法人格を有する事業者であること
- 本施策を十分に理解し、関連する事業を行っていること
- 本協議会において積極的に意見を出し合い、また、仕様書案の意見照会、構築に必要な期間の精査、効果の試算などの作業に協力する意思のある事業者
- 当該事業におけるコンプライアンス厳守の姿勢を有する事業者
- 電子カルテとの連携実績や医療機関へのサービス導入実績を有すること
- 6. 提出ドキュメントにて示す各種ドキュメントを提出すること

## 5. 応募方法

以下に示す申請フォームより各社につき 1 件のご回答をお願いします。

- 申請フォーム (<https://forms.office.com/r/UAJkKE90Zq>)

## 6. 提出ドキュメント

応募者は、協議会における検討に資するため、以下に示すような自社サービスのシステム構成等に係るドキュメントを事務局に提出してください。また、サービスが複数ラインナップある場合、または病床規模別・病院別の各種フロー上の作業に大幅な違いがある場合は、可能な限りそれぞれの種類ごとに資料を提出してください。

なお、ドキュメントの形式や提出期限等については、適宜協議の上対応を決定するとともに、構成員決定後に提出が必要となる資料の機密情報の取扱いについて、事務局は、応募企業と秘密保持契約を取り交わすものとします。また、事務局が必要と判断した情報等については、適宜提出を求めることがあります。

(申請の段階で提出が必須となる資料)

- 医療機関へのサービス導入実績と電子カルテとの連携実績がわかる資料
- システム概要
- 全体図

(構成員決定後に提出が必須となる資料)

- 業務フロー図
- システム要件
- 電子カルテ連携時の API 仕様又はこれに類する情報
- その他 (システム導入に係る資料 (業務設計やシステム設定やプロセスに係る資料)、サービス導入による業務効率化効果が定量的に分かる資料、導入費用と運用費用の目安とその内訳が分かる資料)

## 7. 選出方法

4.応募条件や 6.提出ドキュメント (申請段階) 等の要件を基に総合的に判断し、協議会への参加資格を事務局にて審査します。そのため、すべての応募企業が構成員として採用されるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

選考結果については、応募者全員に通知します。

## 8. 参加者の役務

参加者は、以下に示す役務を遂行することとします。

- 協議会での議事録等の情報を守秘し、外部に漏らさないこと
- 定期的に開催する会議に出席すること
- 検討にあたり、個別ヒアリングに応じること

## 9. 費用負担

本協議会への参加にあたり、費用負担は以下のとおりとします。

- 協議会参加に際しての費用は、参加者が負担
- 会議室使用や事務局の運営に係る費用は、デジタル庁が負担

## 10. その他

本協議会の庶務は、デジタル庁健康・医療・介護班において処理します。

その他、本協議会の運営等に関し必要な事項は、デジタル庁健康・医療・介護班が定めることとします。

以上

(改訂履歴) 2026 年 9 月 18 日